

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年五月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 深谷東松山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>東松山市大字石橋字小林一五 八五番一〇地先から 東松山市大字上野本字円光寺 一四一番三地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一六・九三〇二七・一五</p>	<p>一六・四三〇二七・一五</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一一二二一・三〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>